



ただし、質 疑 内 容 に 個 人 に 関 する 情 報 で あ っ て 特 定 の 個  
人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 伏 せ  
害 す る お そ れ の あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 所 属 者 の 回 答  
又 は 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 限 っ て 回 答 す る こ と が あ  
る。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成30年12月12日 14時00分  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校本館第1会議室A
- (2) 郵便による入札書の  
受領期限及び提出場所 平成30年12月11日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて  
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書  
及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札  
を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書  
写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相  
当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就  
職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
<sup>※注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発  
法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する  
者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を  
与える者と認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ  
られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実  
績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約  
締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当  
機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ  
かに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機  
構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については  
原則として93日以内）
- (5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が

行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報を当機構へのご提供及び情報のご協力をお願いいたします。また、契約の締結をなさる場合は、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

- 1 業務件名 練習船耕洋丸 VSAT 通信設備新設業務
- 2 業務内容 VSAT 通信設備について当該免許申請及び当該業務に伴い不要となるインマルサット F (FELCOM70) の撤去及び撤去の伴う免許申請を含む新設業務一式。
- 3 業務場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校 練習船耕洋丸
- 4 業務期限 平成 31 年 3 月 29 日

## 5 仕 様

### (1) 機器構成

VSAT アンテナユニット、アンテナ制御ユニット、通信用モデム、VoIP 用ハンドセット又はアナログ電話機、ネットワーク制御装置等の基本構成に加え制御用 PC、UPS 等以下の条件を満足する機器とする。

なお、当該 VSAT 制御用 PC が既設のインマルサット C 及び F 制御用 PC としても使用可能である場合には当該インマルサット C 及び F 制御用 PC を撤去し、これに代わり VSAT 制御用 PC をインマルサット C 制御用 PC として使用可能とする設定も合わせて行うこと。

### (2) 船上装置

VSAT 用アンテナの設置についてはインマルサット B 用架台又はインマルサット F 用架台を使用するものとし、インマルサット F 用架台を使用する場合にあってはインマルサット F アンテナの撤去も合わせて行うものとする。使用ケーブルについてはインマルサット B 又はインマルサット F 用ケーブルを使用するものとするが、当該ケーブルが利用できない、若しくは当該ケーブルに不具合を認めた場合は新替えとする。

なお、当該ケーブル以外に別途配線作業が必要な場合にはこれも合わせて行うこと。

また、当該装置の重量及び船体振動等により同所への現状での設置が困難な場合は、当該設置架台の補強等の不具合対策も行うこと。

### (3) 制御装置

VSAT 通信設備の制御関係ユニット、通信用モデム、UPS、ネットワーク制御装置等の制御関係装置は無線室通信卓内部に収納設置とする。

### (4) 端末装置

VoIP ハンドセット又はアナログ電話機及び制御用 PC (表示部等) を通信卓に組み込み、制御用 PC の OS は制御操作及び動作確認済みの Windows とし、取扱者が意図しない PC からのデータ通信が行われないよう対策・設定を行い、船内 LAN 通信サーバとの接続による良好なデータ通信回線を提供し、加えて当該 PC 単体によるインターネット接続及び Windows メールを送受信を可能とすること。

## 6 その他

- (1) PBX（船内自動交換電話装置）と接続し、内線電話による発着信を可能とすること。
- (2) 電話室又はその他の場所からクレジット又はプリペイドカードによるデータ通信又は音声通話を可能とすること。
- (3) VSAT 制御用 PC には既設プリンタを接続し使用可能とすること。
- (4) 本通信設備新設業務費には業務完了までに発生する通信費等、一切の費用を含むものとする。
- (5) 本業務完了後に業務監督者またはその代理人の検査を受け、合格と認められた後に業務完了とする。
- (6) その他、詳細については、本船通信長の指示に従うこと。